

令和7年度情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
第2回個人情報保護部会 議事録

- 1 日 時 令和8年1月26日（月）午前10時～11時27分
- 2 会 場 市役所本館3階 対策室1
- 3 出席者
- ① 委 員 上村都委員（部会長）、内山晶委員、佐々木桐子委員、益田高成委員、渡辺美弥子委員
- ② 市職員 市民税課 吉田課長、山田主幹、谷澤係長、デジタル行政推進課 今井主査
総務課 岩淵課長、工藤市政情報室長、長谷川主幹、吉川主幹、後藤副主査
- 4 議 事 「個人住民税・森林環境税・軽自動車税・事業所税の賦課に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書の点検について
令和6年度保有個人情報の取扱い等の状況について（報告）
個人情報保護制度等をめぐる諸課題について（報告）

5 議事概要

事務局 ただいまから、令和7年度新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会第2回個人情報保護部会を開催する。

はじめに、本日の会議であるが、部会員5名全員から出席していただいている。定数の半数以上の出席となっており、審議会規則の規定により、本日の部会が成立していることを報告する。

続いて、本日の資料を確認させていただく。（資料確認）

それでは、総務課長の岩淵よりご挨拶申し上げます。

総務課長 （挨拶）

事務局 それでは、議事に移る。以後の進行については部会長にお願いする。

上村部会長 ただいまから議事に入る。次第2、議事（1）「個人住民税・森林環境税・軽自動車税・事業所税の賦課に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書の点検について、説明者は準備をお願いします。

（市民税課が説明席に移動）

新潟市市民税課から説明をお願いします。

市民税課 財務部市民税課である。

資料1をご覧ください。私ども市民税課は個人住民税の関係、軽自動車税の関係、事業所からいただいている事業所税というものがあるが、こういったところを主に業務として行っている。これまで、平成27年、令和元年について、過去第三者点検をお願いしていた。今回、令和7年度に点検をお願いしているが、その間、①にあるように、森林環境税、これは国税となっているが、市町村がまとめて、住民税として合わせて頂いている部分。これは令和6年から始まっている。②、③の関係であるが、紙から電子データというところで、社会情勢もだいぶ変わってきているが、こういった動きに合わせ、特別徴収税額の通知関係の電子化。本格的に今回の確定申告の時期に合わせて始まるが、個人住民税もスマホやパソコンで電子申告ができる時代が変わってきている。それ以外の部分、④の部分でいうと、国で作っているシステムの関係の機器の更新や、⑤にあるように番号法の改正、庁内のシステムの更新、組織改正等、さまざまな変化があったので、そういった要素を踏まえ、令和7年度点検をお願いする状況になっている。現段階でパブリックコメ

ントなども実施し意見がなかったという今の状況であり、細かい部分はこれから簡単に説明させていただきます。

評価書の内容について説明させていただきます。資料1から資料5までであるが、資料5が評価書全体のものになる。資料1に前回の第三者点検からの主な変更点を抜粋しているので、ご説明させていただきます。

まず、1ページの2番、基本情報をご覧ください。1、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。事務の名称は、個人住民税・森林環境税・軽自動車税・事業所税の賦課に関する事務。担当部署は新潟市役所の財務部市民税課である。事務の概要については、地方税法及び新潟市市税条例等に基づき、個人住民税、軽自動車税及び事業所税の賦課に関する事務を行う。個人住民税は、賦課期日1月1日時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内、当該区内に事務所や家屋敷を有する個人で、本市内の当該区内に住所を有しない者に対して賦課、課税を行う。軽自動車税は、賦課期日4月1日時点において、本市内に軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車）の主たる定置場を有する所有者に対して課税を行う。事業所税は、本市内の事業所等において一定の規模以上、事業所用家屋の延べ床面積1,000平米超、又は合計従業者数100人超の事業を行う法人又は個人に対して課税を行うものになっている。それぞれ課税に必要な資料等を収集し、納税通知書等を送付している。また、各種証明書の交付申請に基づき納付状況等を確認した上で、証明書の交付等を行うものである。

主な変更点であるが、記載している丸数字については、1ページ目に記載した主な変更点に対応した番号を振っている。①令和6年度の森林環境税、国税である。この導入に伴い、事業名称に森林環境税を追加した。森林環境税については、個人住民税と合わせて賦課、徴収を行うこととされている。②特別徴収税額通知の電子化に伴い、特別徴収事業者及び特別徴収の納税義務者が希望する場合は、電子で税額通知を受け取ることが可能となった。

資料2をご覧ください。（別添1）事務の内容の1、個人住民税の賦課に関する業務と書いてあるが、左上に赤い四角で結んでいるところがあるのだが、この場所が電子の場合は、地方税共同機構が運営する税電子申告システムというものを經由して通知されるものである。

⑤組織変更に伴う担当部署の変更ということで、組織変更に伴い、財務部市税事務所市民税課という名称から、財務部市民税課へ変更となった。事業名称及び担当部署名の変更については評価書全体に反映させていただいている。

2番、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム。市民税課以外が所管するシステムの廃止に伴い、事務で使用するシステムの変更があった。対応する番号は5番としている。廃止されたシステムとして、まずは税収納オンラインシステム。税の収滞納に関する情報を管理していたシステムである。次に、宛名システム。新潟市内に住所がない方、及び事業所等の住所を管理していたシステムである。ホストシステム。これについては、我々は主に納税通知書等の印刷に使用していたシステムになる。汎用連携データベースシステム。庁内にあるシステム間でデータ連携を行っていたシステムとなる。これらが廃止となり、廃止となったシステムの代わりに新たに構築されたシステムが、先ほど資料2の中央より下の赤い枠のところで書かせていただいている。右側にあるのが税系システム。税の収滞納に関する情報を管理しており、廃止された税収のオンラインシステムと宛名システムの機能を両方を備えたシステムになる。左側の庁内連携システムは、廃止された汎用連携データベースシステムに代わり、庁内にあるシステム間でデータ連携を行うためのシステムとなる。（c）ホストシステムが行っていた納税通知書等の印刷につ

いては、外部の事業者に委託して、印刷するように変更した。

次に、住民税申告の電子化に伴い、新たに使用を開始したシステムがある。こちらが、マイナポータル申請管理システム。資料2では中央の下に赤く囲んだものになる。住民税の申告の電子化においては、利用する方は地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム、通称eLTAXと呼ばれるものから電子で申告を行い、その内容は政府が提供するオンラインサービス、マイナポータルを經由して自治体の基幹系システムへデータが連携される。マイナポータル申請管理システムというのは、政府が提供するオンラインサービスと自治体の基幹系システムの間位置して、データの受け渡しを行うシステムになる。

次に、3番、特定個人情報ファイルを取り扱う理由、個人番号の利用、情報提供ネットワークシステムによる情報連携。(1) 主な変更点だが、番号利用法等一部法改正に伴い、「番号利用法別表第一」及び「番号利用法別表第二」という記載を修正させていただいている。具体的に修正した箇所については、資料3をご覧ください。ここのやり取りになるが、情報提供ネットワークシステムを利用しており、情報提供ネットワークシステムというのは、個人番号を含む特定個人情報を関係機関の間で安全に通信できるよう総務大臣が設置し、現在はデジタル庁が所管するシステムである。実際の情報連携には個人番号は使用せずに、住民票コードから生成した符号というものをを用いて行っている。この情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法というものに規定されており、個人番号の利用の法令上の根拠については、番号利用法第9条第1項別表第一の16及びそれらに関連する法律から改正があり、番号利用法第9条第1項別表24というものに改正された。情報連携ができる事務については、番号利用法の別表第二から番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表というものに改正された。評価書の内容について、これらに基づいて記載内容を変更させていただいている。表の上のほうに変更前のものを記載させていただいており、下のほうに変更後ということで記載させていただいている。番号利用法の改正に伴う修正というのも評価書全体に反映している。

ここで1点修正させていただきたいのだが、資料3に記載漏れがあったので、改めて訂正させていただく。資料5の33ページ。6、情報提供ネットワークシステムとの接続。リスク1、目的外の入手が行われるリスク。リスクに対する措置の内容。そこに記載のある(※2)の内容だが、番号利用法別表第2という記載が残っており、こちらについては第三者点検終了後に番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表、改正されたものに修正させていただきたいと思う。

資料1に戻っていただき、2ページの一番下の3番、特定個人情報ファイルの概要。3ページの1、特定個人情報ファイル名。事務で取り扱っているファイルの名称については、個人住民税賦課ファイル、軽自動車税賦課ファイル、事業所税賦課ファイル。対象者数は10万人以上、100万人未満。記録される項目としては100項目以上という形にしている。こちらについての詳細は資料5の別添2になるのだが、資料に記載しているので、後でご覧いただければと思う。基本的なところとしては、個人番号や、いわゆる5情報、氏名、氏名のふりがな、性別、生年月日、住所、その他住民票に関する情報を取り扱っている。こちらは特に変更はないが、一応、記載させていただいている。

次に2番、特定個人情報ファイルの取扱い委託について。主な変更点についてだが、市民税オンラインシステムの運用保守業務。こちらでは、委託先への特定個人情報ファイルの提供方法を「専

用線」としていたところであるが、そちらは「その他」に変更の上、「当課が許可した場合のみ取扱いを許可している」と記載した。記載内容は変更したが、当初からシステムの安定稼働に必要な場合、当課が判断した情報のみを専用線で提供しており、実際の取扱い方法を変えたというものではない。次に、課税資料管理システムの運用保守業務。こちらについても、市民税オンラインシステムの運用保守業務での変更点と同じ修正を行った。課税資料データ入力業務委託については再委託を「しない」と変更した。市民税、県民税にかかわる通知書印刷等業務については、ホストシステムの廃止に伴い税額通知書等の印刷業務を外部の事業所に委託したものになる。詳細な記載の内容については資料4をご覧ください。

委託事項8、市民税、県民税にかかわる通知書印刷等業務を新たに追加させていただいている。取扱いをするファイルは特定個人情報ファイルの一部、対象者は10万人以上、100万人未満。④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法としては、電子記録媒体とさせていただいている。現在はDVDに、印刷する対象者のデータを入れて暗号化し、鍵付きのジュラルミンケースに入れて業者に直接手渡しで渡す形をとっている。

資料1に戻っていただき、3ページ目。3、特定個人情報の保管・消去。こちらの主な変更点は、中間サーバー・プラットフォームにおける措置の内容になる。自治体間中間サーバーというものがあり、情報提供ネットワークシステムで情報連携の対象となる個人情報の副本になるが、それを保管管理する地方公共団体情報システム機構が整備運用するシステムである。これら情報連携をするために個人情報の副本を保管しているシステムを集約したものを自治体間中間サーバー・プラットフォームと呼んでおり、自治体間中間サーバー・プラットフォームというものは機械の更改があり、その更改に伴い特定個人情報の保管場所がデータセンターからクラウドサービス事業者が保有管理する環境に変更となった。また、ディスクやハード等も交換及び中間サーバー・プラットフォーム移行の際に、これらは物理的に破棄するように変更となった。

次に、4番の特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策。1、特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く）。主な変更点だが、不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置内容として、次の2点を追加している。操作閲覧履歴の点検を所属長が職員へ年2回実施することで、職員の不正の抑止及び不正の発見とセキュリティ意識の向上を図り、不適切な方法での情報入手を防止する。二つ目、不適切な方法で情報が入手された場合、特定個人情報取扱手順書を順守し対応する。また、職員等に対し、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、法令、内部規程等に基づき厳正に対処する。この2点を追加した。

2番、特定個人情報の使用。変更点として、ユーザー認証の管理。ユーザー認証の管理として、前回の第三者点検時は、ポータルシステムを利用し、職員のIDとパスワード及び手のひらの静脈認証システムによる認証を実施していた。認証された職員のみが市民税オンラインシステムを起動できる仕組みとしていたが、このポータルシステムの廃止があり、前回はポータルシステムが認証していたのだが、今回は市民税オンラインシステムが直接IDとパスワード、手のひらの静脈の認証を実施するというように変更した。

3番、特定個人情報の保管・消去。先ほどの特定個人情報ファイルの概要でご説明した、自治体間中間サーバー・プラットフォームの変更と同じ内容を記載している。

5番、その他のリスク。こちらについても、変更点としては中間サーバー・プラットフォームにおける措置というところで、中間サーバー・プラットフォームの更改に関するところなのだが、次の1点を追加している。政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録さ

れたクラウドサービス事業者が、定期的に I S M A P 監査機関リストに登録された監査機関による監査を受けることとする。中間サーバー・プラットフォームがクラウドサービスを提供している事業所に移ったことに伴い、監査を追加したことになっている。

以上が、前回の第三者点検後の主な変更点になり、それについて説明させていただいた。説明は以上となる。

上村部会長 ただいまのご説明に対しご質問、ご意見などがあればお願いします。

内山委員 印刷業者への個人情報の提供の仕方だが、ニュースなどを見ていると、大量の個人情報を置き忘れたとか、無くしたとかで流出した可能性があるなどといった情報によく接するのだが、これはほかの自治体でも、ジュラルミンケースに入れて鍵をかけるなどして、結局、手渡しするといった運用をされていることが多いのか。

市民税課 私が把握している限りになるが、ジュラルミンケースで渡すというのはあまり聞いたことがなく、実際、渡すときは手渡し。データ化されていない前提であれば、基本的には手渡しで、職員が二人以上で運ぶ形での対応をしているところである。

内山委員 今のところ、やはりそれが一番安全で、ほかの自治体でも運用しているという理解でいいか。

市民税課 そうである。

上村部会長 今のホストシステムの廃止に伴って宛名印刷を業務委託したということだと思うのだが、委託先の個人情報保護の規約といったものを確認したりするのか。

市民税課 契約の段階で、我々が示す、我々が持っている個人情報保護の取扱い方法を契約書に盛り込んだ上で、これが守れるかという前提のもとに調達をしているので、我々に沿ったもので業者が対応できている。

上村部会長 新潟市の保護のレベルとだいたい同程度の保護の達成度合いがあるかどうかを確認した上で契約されるということか。

市民税課 そうである。

佐々木委員 再委託に関してだが、3ページの先ほどの説明の中では、再委託をしないに変更とあるので、もとは再委託をするということだったと思うのだが。そうすると、資料5を見ると、再委託をするという項目がいくつか見受けられていて、しないの判断というのは、どういう基準で設けられているのかというのが分からなかったのだが、その辺を教えていただきたい。

市民税課 明確な基準というものは、実際にはないということになる。我々の業務を調達して委託する段階で、再委託が必要であるということであれば、秘密保持の誓約書、我々の情報セキュリティの書類等を確認した上で秘密保持誓約を出す、申請を出すという形をとった上で、我々が、その業者が再委託を行うに当たって必要な業務なのか等を確認し、それでいいかどうかという判断をするので、最初の出だしは、まず業者のほうから再委託を行いたいという申し出があるかどうか。それに対して我々が、ちゃんと秘密保持を守れているか、セキュリティを守れているかの確認が取ればオーケーという形で処理している。

佐々木委員 そうすると、業者次第ということか。

市民税課 業者の希望によるものになる。

佐々木委員 資料5の21ページが、課税資料データ入力業務委託、ここが今回変更になった部分の詳細になると思うのだが、ここはまだ委託先が決まっていないということか。⑥委託先名が未定と書いてあるので、今のご説明だと、業者によるということなので、決まっていないものに対して

変更が生じていると。その辺はどうか。

市民税課 先ほどの話であった1点なのだが、明らかに委託してほしくない業務は、最初から再委託ができないと調達の段階で絞ることはあるといったことが前提にあり、今回の課税資料のデータ入力なのだが、実際のところは契約業者が決まり、改めて再委託はしないというところまでは確認が取れている状態である。この件については基本、再委託はしないという形で、今後になるが、次からは検討していくものではあると思っている。

渡辺委員 再委託をしないというのは、情報の漏えいなどがあるかもしれないから、別の業者をお願いするということか。

市民税課 再委託をする場合というと、私を取り扱うのはシステムの改修や開発が多いのだが、一つの業者がすべてのシステムを開発することはできないので、協力していただく職員、SE、プログラマーなどを集めるという形で再委託を行うパターンが多い。我々として再委託を極力しないのは、やはり情報をできるだけ必要最小限の範囲で収めるために再委託をほしないと考えている。

益田委員 資料1の4番の1の(1)の「操作閲覧履歴の点検を所属長が職員へ年2回実施すること」というのがあるが、これは所属長本人が部局の各職員の操作閲覧履歴を年2回、全員分チェックするということか。

市民税課 年2回と書いてあるが、一つ目は、情報システムの所管課、全庁にセキュリティの点検というものがあるので、そちらについては全庁的に所属長あてに依頼があった上で、システムのログを全部一旦出力し、対象となるものに怪しい履歴がないかどうかを所属長が確認する。もし何かあれば、対象職員に対して聞き取りを行うというものがまずある。それとは別に課内でも、同じようなことで2回目、やることは同じなので、一人ひとりに、ここで記載している内容としては一人ひとりに何をしているかを聞くというよりは、まずは一旦、システムから出力したものを洗った上で、業務に関係なさそうなものがあれば、それがどういったものだったのかということを確認するチェックになる。

益田委員 細かいところでいくつか質問があるのだが、資料5の4ページ、②システムの機能のところ、法人市民税システムというものが出てくるのだが、資料5の8ページ、9ページ、10ページあたりに載っている図などを見ても、法人市民税システムというのどこにあるのかが分からなかったが、どちらにあるのか。

市民税課 名前として、法人市民税システムとあげさせていただいているのだが、市民税オンラインシステムの中にある一部の機能としてとらえている。名称としてはこういった名称で我々と呼んでいるのだが、市民税オンラインシステムの一部の機能であるという認識でいただきたいと思う。軽自動車税システム、事業所税も同じである。

益田委員 資料5の12ページだが、記録される項目のうちその妥当性のところで、連絡先等情報として4情報とあるのだが、これは5情報ではなく4情報になるのか。主な記録項目は5情報となっているのだが、その下は4情報で、何か違いがあるのか。5情報というのはちょこちょこ出てきたような記憶があるのだが、4情報というのはあまり見ない。

市民税課 もともとが基本情報というところで、管理するのは4情報だった。それについて、5情報ということで、一つ、氏名のふりがなが追加になり、こちらが評価書のほうに記録する項目としては5情報、ふりがなが追加としてあったのだが、妥当性のところでいったときに、引き続きふりがなというのは住基の規則改正の影響で追加にはなっていたが、ここは我々の業務としては事務が変わっていないので、そのままとはしていた。ただ、違和感もあるので、5情報でそろえることで検

討したいと思う。

益田委員 15ページの4番、特定個人情報ファイルの取扱いの委託だが、④のところ、その他、原則、特定個人情報ファイルの提供は行わない、けれども、障害等の緊急時及びシステムの運用保守を行う上で必要不可欠な場合であるとあるが、障害等が起こったときというのは分かるのだが、システムの運用保守を行う上でというのはどういったケースが想定されるのかが気になったので、教えていただきたい。

市民税課 システムの運用保守を行う上で必要不可欠といったところであるが。

益田委員 原則行わないという前提の上で、けれども、必要不可欠という、システムの運用保守というのは具体的に何なのかが気になった。

市民税課 現実的にいくと、この部分で、実際の事例としてはないはずである。想定できるものはないのだが、運用保守、障害以外の何かというところは、記載として入れさせていただいて、本当にメンテの必要があるのかというのはこちらで判断した上で対応したいと。障害だけに絞らなかったという記載の問題である。

益田委員 現状の想定としては、想定はしていないということか。

市民税課 していない。

益田委員 25ページ、6番、特定個人情報の保管・消去の③消去方法だが、適宜システムから、保管期間を過ぎたデータは削除を行うとあるのだが、これは手動でなされるものなのか、それとも自動的に削除されるものなのか、いずれなのか。

市民税課 削除の方法としては、スケジュールを登録するのは手動である。その上で、データを消すという行為自体はシステム化されているので自動である。

益田委員 その続きの部分で中間サーバー・プラットフォームにおける措置のところであるが、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することは通常ないとあるのだが、これは、システム上できないのかどうかというのが気になった。これはできないのか。それとも、そういうことはないのか。

市民税課 削除するときには、削除を依頼するという行為で、我々のほうからデータを送ると。送られたものが削除するというルートを通っているので、削除する方法としては、我々の依頼に基づいて削除するということがある。クラウドサービス事業者が何かの手法をもって削除するというのは想定されていないシステムだと認識している。

益田委員 依頼がなされない限りは消去がなされることはない。

市民税課 そうだ。

益田委員 28ページの特定期間個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策のリスク3、入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク。情報の修正等を行う際には、職員によるダブルチェックを行うと、正確性確保の措置の内容のところを書いてあるのだが、何月何日、何時何分に修正がなされたとかという記録は残ることになるのか。

市民税課 システムの中で修正をする形になるのだが、その際にメモというか、何をしたか、どういった形をどのように直したのか、なぜかということが別の者が見ても分かるような形で残す運用にはしている。

益田委員 ログ上で残るというよりは、例えばメモ書きなどで残るということか。

市民税課 画面上に表示できる状態で残している。

益田委員 それを複数の職員によるダブルチェックの対象にするということか。それをもってダブ

ルチェックを行うということか。

市民税課 ダブルチェックをした上で登録して、後ほど、何かあったときにはメモを見て、何があったかを把握できるようにしているところである。

益田委員 わかった。

上村部会長 ほかに、ご意見、ご質問はあるか。

渡辺委員 39ページのその他のリスク対策というところで、自己点検というのがあるのだが、評価書の記載内容どおり運用されてきているかどうか、年に一度、担当部署において自己点検を実施するとあるが、担当部署の中だけで皆さんで点検を行うということか。

市民税課 そういう認識だ。我々のほうで、担当部署内で。

渡辺委員 そういうときに、先ほどお話があったようなことも話し合われるのか。

市民税課 基本的には、この内容できちんと運用がされているかと。全員というわけにはいかないの、セキュリティ担当とかと確認をするという形にはなっているので、そのときに、例えば今回のこれであれば、きっと共有はさせていただいてという形になる。何かあれば、そのときに、あった事例について共有していく形をとっているところである。

益田委員 31ページの4番、特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関して、特定個人情報の提供ルールについて定めていると。その確認内容についてだが、委託先におけるデータの保護状況について、必要に応じて委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記しているということだが、過去に、検査を委託先でしたことはあるのか。把握されているのか。

市民税課 実際に我々が業者の作業場に行って確認するということは過去にも何度かある。

益田委員 今までに何度か実施されたと。

32ページの5番の特定個人情報の提供・移転のところで、私が読み取れなかったのだが、リスク3のリスクに対する措置の内容で、誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置だが、提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保するとあるのだが、どういったチェックを行うのか。誤った情報が作成されないことを、システム上でどのようにチェックできるのかというのが、私はこれが読み取れなかったのだが、どういったチェックをされるのかなと気になった。情報のチェックというのはシステム上で行われるものだと、文章上の表現だとそう思うのだが。

市民税課 情報の提供・移転なので、我々のほうから情報をお渡しするときなのだが、その際のシステム上のチェックの形でいくと、当然、その中に、どちらかというエラーにはなってくるのだが、欠損されているような情報があったりすれば、それはエラーとして提供しない。その上でリストアップして、我々のほうに何が起きているかが分かるような状態のチェックに一旦入る。誤った情報、欠損があるとか、明らかにおかしい情報というのは外に出ないようにしているという形での認識である。

益田委員 明らかに内容がおかしいデータに関しては外には出ないということか。

市民税課 そうである。

益田委員 文章がよく分からなかったの、確認したという趣旨である。

上村部会長 確かにここは分かりにくい。

ほかいかがだろうか。

では、意見を取りまとめることにしたいと思う。いろいろご質問が出ていたが、特に意見としてまとめなければいけないものはないと私は思っているがよろしいだろうか。(委員首肯) いくつか

の細かな点については、また持ち帰って検討も頂けるような点もあったので、特にこの部会として取りまとめてという形ではない形にさせていただく。では、意見なしとさせていただきたいと思う。

以上で、議題（１）特定個人情報保護評価書の点検を終了する。

一旦、事務局にお返しする。

事務局 市民税課の職員には、ここで退席していただく。（市民税課退席、事務局（総務課）説明席へ移動）

事務局 では、部会長よろしく願います。

上村部会長 議事を再開する。議事の（２）令和６年度保有個人情報の取扱い等の状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料６に基づき、ご説明差し上げたいと思う。

ご案内のとおり、令和５年４月に個人情報保護制度、それまで条例で自治体ごとに行っていたものを個人情報保護法に基づいて、全国一律で行うということに変更になった。令和６年度については、その新制度における２か年目の状況ということでご報告を差し上げたいと思う。法律の第５章に行政機関の規範が定められており、その第５章の項目に沿い、資料の１から４の項目に沿いご説明差し上げる。

まず、１保有個人情報の取扱いの状況ということである。（１）安全管理措置状況とあるが、法第６６条の中で、自治体等は適正な管理のための措置を講じなければならないということがあり、ルールを定めてそういった措置を行うということになっていたものが、新潟市としては令和６年７月に要領を制定し、管理体制を整えるとともに、安全管理のための必要な措置を定めたという状況である。（２）研修実施、（３）点検実施ということで、その要領に基づき、研修だとか、各課、各職員で自己点検を行うという形の点検をそれぞれ行わせていただいたという状況である。（４）保有個人情報の漏えい等の件数ということで、こちらは市長部局分のみになるが、令和６年度３６件把握できている。この漏えい等というのは、漏えいが市の外部に個人情報を流出させるもの、あとそのほか「等」の中には紛失、誤廃棄が含まれており、そういったものトータル３６件ということ。カッコ書きで「うち、委員会報告４件」とあるのは、その中で一定の条件を満たすもの、例えば、対象の個人が１００人超であるとか、漏えい等の中に要配慮、特に配慮を要する情報、この４件の中の実例で申すと、障がいに関する情報が含まれていたということで、国の個人情報保護委員会に報告すべきとされている案件があるのだが、それがその３６件の中に４件含まれていたということである。

続いて、２番目だが、個人情報ファイル簿の整備状況ということで、この個人情報ファイルというものが、個人情報を容易に検索できるように体系的に保有しているもの。いわゆるデータベース状のもの。紙だとファイリングされたものということでイメージしていただければと思うが、そういったものを作成している場合、そういうファイルを作っているという帳簿を作って、それを整備して公表するという事になっている。こちら法律上でこの作成、公表が義務付けられているのは、対象の個人が１，０００人以上の個人情報ファイルだが、市としては、その１，０００人以上という人数制限を設けずに、すべてそういったデータベース状になっているものは個人情報ファイル簿を作成して公表することにしている。このファイル簿の数が令和６年７月時点の数字になるが、１，９１１件、市として保有をしているという状況になっているということである。

続いて、項目の３、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の処理状況ということである。

(1) 請求件数及び実施機関別・措置別内訳ということで、一番上に令和6年度の実績があり、その下に機関ごとの内訳を示しているものである。6年度開示請求、個人情報、ご本人が自らの、市が保有している個人情報開示を求められたものである。それが請求件数として341件あった。機関別の内訳をみると、市長部局に対して233件。このうち、およそ6割程度が介護認定に関するご本人自らの開示請求であったと。また、一番下の病院事業管理者105件あるが、これに関してはそのほぼ全量のご自身の診療・検査の記録に関する開示請求であったと把握をしている。

続いて、(2) 存否応答拒否を適用したものとある。こちらは開示請求を受け、通常であれば開示不開示という決定をして、通知をするものだが、一定の条件を満たすものは、そもそもそういう情報を持っているかどうかも明かさずに不開示とするというものがあり、それを適用した件数なのだが、それは令和6年度に1件もなかったということである。

(3) 特例延長規定を適用したものとある。開示請求を受け、決定をするまで標準の処理期間を14日としており、その14日に間に合わないときは30日延長できるということにしている。著しく大量に請求があった場合など、その14日足す30日間に合わないというときは、特別に別途期間を設けて延長するということができる規定があるが、そういった規定を適用したものは、令和6年度なかったということである。

続いて、(4) 不服申立て(審査請求)の状況である。個人情報の開示請求等でその決定、開示不開示等の決定に不服を持つ方は、例えば市長が行った決定であれば、市長に対して審査請求ができる。市長が審査請求を受け、その審査の過程で新潟市公文書公開等審査会というところに諮問をして、審査会の答申を受け、最終的に市なりが裁決をするという流れになっているが、その審査会における件数を表に表している。こちら個人情報開示請求等について表しているが、そのほか情報公開も含め、審査請求がかなり多くある。令和6年度、期首で繰越が13件、前年度からの積み残しが13件残っていて、令和6年度単年度で新たに諮問が7件行われて、7件の答申が済んで、期末としては差し引き13件、やはり積み残しが残ってしまっているというような状況である。なかなか件数が減らないという状況になっている。

続いて、4番、匿名加工情報提供の状況。こちら匿名加工情報、正確には行政機関等匿名加工情報という名称になっているが、行政機関、市の機関等が持っている個人情報を、特定の個人が識別できる情報を取り除いて匿名化して、民間業者に提供するような制度になっているが、その実施状況である。これは少なくとも年間1回募集をして、提供できるかどうかを審査するということが定められており、ご覧のとおり(1)募集期間にあるとおり募集をかけて、2者の事業者からこういった事業に個人情報を活用したいという提案があり、結果として契約したものは実績としてはないということになっている。そのような状況である。以上、令和6年度の保有個人情報の取扱い等の状況についてご報告となる。

上村部会長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見などあるだろうか。

内山委員 保有個人情報の開示請求件数は市長部局が一番多いようだが、6割くらいを占めた介護認定関連のほかにも多い類型としてはどんなものがあるのか、いくつか教えていただいてもよろしいだろうか。

事務局 介護認定に関するものが143件あり、そのほか市への相談だとか、苦情だとか、そういったことを申し立てた方が、自分が申し立てたことに対する市の記録のようなものを求めるものが28件あった。あとは、自らの住民票をだれかが申請していないかというような、住民票の申請に関する書類が21件ということで、それで全体のかなりの数を占めている。

上村部会長 ほかいかがだろうか。

佐々木委員 開示請求の項目の中の不開示と却下の違いというのが分からなかったが、例えば、その下に不服申し立てというがあるので、却下の場合は申し立てができない、不服ができないという解釈でいいのか、あとはそもそも却下自体が全然ゼロ件なので、この辺、不開示と却下の違いというのはどのように解釈したらよろしいか。

事務局 開示不開示は請求、申請行為を受けて、行政処分を行うと。決定という行政処分を行うということになるが、却下は請求自体、形式的に不備があるということで、その決定を行わないというところになるかと思う。

佐々木委員 受け付けはするということか。

事務局 受け付けはして。

佐々木委員 その後のプロセスが途中で止まるというイメージか。

事務局 そうだ。

益田委員 少し気になったのだが、3番の(4)不服申し立ての状況だが、令和5年度の話で恐縮だが、審査会の諮問件数が3件で答申件数が30というのはどういうことがあったのか。

事務局 こちらは、審査請求、実際は特定の数名の方が数多く件数を請求されるということがあり、特に令和5年度に答申があったものは、30件の不服申立ては、実際2名の方から、そのうち1名の方が22件。自分に関する、例えば、この期間からこの期間までの記録。その次のこの期間の記録みたいな形で同様の請求を、件数だけ多くされたもので、それはもう一括審査で行われたということで、ちょっと特異な事例である。

益田委員 あと最初のほうに保有個人情報の漏えいの話があり、紛失ということがあったかと思うが、これはどういう内容のものだったのか。

事務局 紛失、誤廃棄だが、例えば。

益田委員 うち、紛失というのは。

事務局 誤廃棄だと本当に廃棄したことが明らかだが、紛失というのはなくしてしまっ。

益田委員 そうである。たぶんそちらのほうは重大だと思う。

事務局 市民から申請があった申請書類の一部を事務所内で、どこかのファイルに綴じたとか、いくら探しても出てこないの、もしかしたらシュレッダーにかけて廃棄したかもしれないし、あるいは本当にどうしたのか分からないというところで、紛失というような区分にして報告が上がっているものがある。

益田委員 なるほど、先ほどさまざまあってというようにご発言があったが、複数件紛失があったということか。

事務局 紛失、誤廃棄で合わせて8件。

益田委員 36件のうち8件があり、そのうちとは限らないだろうが、4件が委員会に報告があったということなのか。

事務局 この委員会報告は、漏えいも含めてなので、紛失に関しては。

益田委員 必ずしもすべての紛失が委員会に報告されるわけではないと思うので、こういった基準が委員会報告の対象になるのか。

事務局 先ほども一例申し上げたが、紛失の件数が100人超の場合だとか、漏えい等した情報の中に特に配慮すべき個人情報が含まれているような場合が主な報告案件になる。

上村部会長 ほかいかがだろうか。よろしいだろうか。

分かることがあれば構わないが、3の(1)のところで、令和5年と令和6年を比較すると、開示請求があったもののうち、開示になった件数がかなり減っているなど。逆に一部開示になったものが令和5年よりも令和6年のほうが増えている気がするが、これは何か理由はあるか。

事務局 個別の請求、開示の内容は把握できていない。

上村部会長 承知した。ほかよろしいだろうか。以上で二つ目の議事を終え、最後の議事に移りたいと存じる。

議事の(3)個人情報保護制度等をめぐる諸課題について、事務局から説明をお願いします。

事務局 個人情報保護制度等をめぐる諸課題について報告する。

資料7をご覧ください。個人情報保護法の改正により、令和5年度から法の下で個人情報保護制度が運用されている。現在、法による運用から3年が経過しようとしているが、新潟市の制度運用において、いくつか課題が見えてきたので、まずは本日の部会において、本市の課題の大枠をご報告させていただき、令和8年度に入ったら、また改めて部会において審議事項としてご説明させていただきたいと思っている。今日は、課題の認識の共有ということでお願いしたいと思っている。まず、ご報告ということでご了承いただきたいと思う。

はじめに1の保有個人情報開示請求への対応について。(1)開示不開示の判断基準についてだが、一部情報公開制度と整合が図られていない箇所がある。これについて、整合を図りたいと考えている。どのような情報を不開示とすべきかということについては、個人情報開示と情報公開とは、同じ考え方であるべきところだが、現在、不整合となっている箇所がある。具体的には、ある個人のカルテ、反省文、未発表の著作物のように、個人の人格と密接に関係する情報について、個人情報保護法では、たとえ個人が特定できなくても不開示とするということだが、情報公開条例のほうでは、個人が特定できなければ公開としていることなどといったところである。基本的には個人情報保護法の規定に情報公開条例を合わせていこうと考えているが、今後、検討の上、情報公開部会でも課題を共有させていただきたいと思うし、また具体的には令和8年度にその点、ご説明を差し上げる。

次に(2)事務手続き、審査基準の整備について。個人情報保護制度は、法律による一律な制度だが、自治体が主体的に行う自治事務でもある。そのため、開示不開示の判断基準などについては、国からの技術的助言はあるが、各自治体において定めておく必要がある。現在、国の技術的助言である事務対応ガイドというものがあるが、事務対応ガイドをよりどころにして開示不開示の審査をしている。だが、新潟市版の事務手続き、それから審査基準を整備して、審査基準については今後、公表していかなければならないものと考えている。

次に(3)開示の実施方法の見直し。開示の実施方法は、情報公開制度を含め、個人情報の開示についても、条例の時代から今、法になったが、その実施方法、開示の方法については、新潟市では長らく見直しが行われていなかった。当面の課題として、現在、国で認められている電磁的記録をカラー印刷することや、紙文書をスキャンして電子媒体で開示することが新潟市ではできないため、これをできるようにしていきたいということで検討していきたいと思っている。

次に(4)の開示費用の見直し。費用に関しては、市の個人情報の保護に関する法律等施行規則で定められており、費用の額はコピー代、記録媒体の購入費といった媒体の経費に相当する額としている。人件費の要素を含んでおらないという状態である。例えば、紙での交付の場合、白黒のコピーについては、1面10円。電磁的記録の複写としてCD-Rによる交付の場合は、1枚につき100円。CD-Rのほうはどれほど大量のファイルを開示しようと、CD-R1枚で済めば

100円で済むということである。一方、個人情報保護法では、実費の範囲内で、条例で定めることとしているが、新潟市の場合、手数料としてここは徴収をしないと条例で定めている。国の見解によれば、実費というのは経費だけでなく、人件費も含んでいると考えているものだが、今後、その開示の方法のあり方を柔軟に拡大していく中で、経費だけ、その媒体だけを考慮した算定方法では、均衡を欠くケースが生じるのではないかと考えている。例えば、開示する文書が100枚あった場合、紙でコピーするとその交付費用は1枚10円なので1,000円になるが、紙文書をスキャンしてCD-Rで交付できるようになれば、開示の手間というのは同じようにかかるが、費用は100円で済んでしまうと、今の実費相当分ということであれば100円で済むということになる。今後オンラインで開示をするということを見通したときに、媒体の費用だけを考慮すると、あと手数料的のところは徴収しなくていいのかというような、そのバランス的のところも問題になるのかと思う。請求した市民の方、開示を受ける市民の方の側に立っても、紙でしか受けられない人が電子データで受ける人より費用も多く徴収されて、不公平な状態になるということも考えられるのかと思う。そういったアンバランスでいいのかという問題があるので、経費に相当する額だけでなく、人件費というところの概念も費用の額に入れていくことを検討していく必要があるのではないかと考えている。これについては、他の政令市の状況も見ながら検討していきたいと思っている。

次に、2の死者情報開示請求への対応についてだが、これについても1の保有個人情報開示請求への対応と同様の課題があるので、これも令和8年度に入ったら、これらも含めて部会において具体的にご説明して、ご審議いただきたいと考えている。本日は、頭出しという形で、まずはご報告ということで説明させていただいた。よろしく願います。

上村部会長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等あればお願いしたいと思うが、いかがだろうか。よろしいだろうか。他都市の状況なども調べていただいた上で、また8年度の議論ということにさせていただければと思う。

以上で本日、所定の議事をすべて終了した。事務局へお返しする。

事務局 以上をもって、本日の個人情報保護部会を閉会する。